

# 支部運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 一般社団法人 千葉県損害保険代理業協会(以下「本会」という。)は、定款第27条の第一項の理事会の決議規定に基づき、支部運営規約を定める。

### (設置及び構成と運営)

第2条 本会は、別表に定める地域ごとに、支部を設置し、事務局を置く。

2 支部は、同一支部に所属する会員で構成し、その役員で運営する。

### (事業)

第3条 支部は、次の事業を行う。

(1)本会の事業を分掌し、支部内における推進、具体化に関する業務

(2)支部内の会員間の情報交換、連絡、調整に関する業務

(3)本会に対する意見具申、提案に関する業務

(4)その他、支部として本会の目的達成に必要な業務

### (役員)

第4条 支部は、支部長・副支部長・会計・幹事・会計監事の役員を置くことができる。

2 支部長は、原則として本会の理事が就任する。

### (会議)

第5条 支部の会議は、支部総会及び支部役員会を原則とする。

2 支部総会は、支部長が毎会計年度終了後2ヶ月以内に招集し、次の事項を決議する。

○事業報告及び収支決算

○事業計画及び収支予算

○役員を選任 等

3 支部役員会は、支部長が原則として年6回以上招集し、次の事項を討議する。

○各事業の推進

○支部会員との双方向の連絡

○本会への意見具申 等

4 支部長は、支部総会及び支部役員会の議事について議事録を作成し、その都度会議の内容を本会に報告する。

### (会費)

第6条 支部運営に関する経費は、本会より交付の支部活動資金をもって充当する。

(会 計)

第7条 支部の会計は、本会が制定した会計規則に準ずるものとする。

- 2 支部長は、会計年度終了後内容を文書でもって、支部に所属する会員及び本会に報告する。

## 第2章 附 則

(変 更)

第8条 本規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

第9条 会員が死亡した時の支部弔慰については支部役員会にて決定する。

第10条 支部総会の議決の趣旨主旨に反しない限り、その修正を支部長に一任する。

第11条 本規則は、平成21年10月23日より施行する。

(第2条第1項の別表)

支 部	地 域
千葉 支部	千葉市、四街道市、八街市
市原 支部	市原市
木更津支部	木更津市、袖ヶ浦市、君津市、富津市
安房 支部	館山市、鴨川市、勝浦市、南房総市、安房郡
茂原 支部	茂原市、東金市、いすみ市、夷隅郡、長生郡
銚子 支部	銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、山武郡、
北総 支部	成田市、佐倉市、印旛郡、香取市、香取郡
京葉 支部	船橋市、習志野市、市川市、浦安市、鎌ヶ谷市、八千代市
東葛 支部	柏市、松戸市、野田市、我孫子市、流山市